

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
行政経営課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第22号 宇治市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則
……………（予防課）…2
- 規則第23号 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の
一部を改正する規則……………（人事課）…2
- 規則第24号 宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則の一
部を改正する規則……………（人事課）…2
- 規則第28号 宇治市観光事業推進参与設置規則…（商工観光課）…3
- 規則第29号 宇治市防災規則の一部を改正する規則
……………（危機管理課）…3

告 示

- 告示第39号 宇治市特別保育事業費補助金交付要綱の一部を改正す
る要綱……………（保育支援課）…3
- 告示第40号 宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱の一部を改正
する要綱……………（保育支援課）…4
- 告示第66号 「地縁による団体」の告示事項の変更
……………（文化自治振興課）…4

公 告

- 公告第17号 伊勢田関連面整備（大納言その1）管渠建設工事に係
る条件付一般競争入札……………（契約課）…4
- 公告第18号 史跡宇治川太閤堤跡（Aゾーン）整備工事に係る条件
付一般競争入札……………（契約課）…7
- 公告第19号 南部小学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…9
- 公告第20号 南部小学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…11
- 公告第21号 木幡中学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…13
- 公告第22号 木幡中学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…16
- 公告第23号 木幡中学校ライフライン改修他電気工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…18
- 公告第24号 宇治市庁舎西面他外壁改修工事に係る条件付一般競争
入札……………（契約課）…20

- 公告第25号 宇治都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図
書の写しの縦覧……………（道路建設課）…22

消 防 本 部

- 公告第1号 指定催しの指定……………23

公 営 企 業

- 規程第3号 宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程
の一部を改正する規程……………23
- 公告第11号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………23

規 則

宇治市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第22号

宇治市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市火災予防条例施行規則（昭和55年宇治市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第16条の2の次に次の2条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第16条の2の2 条例第47条の2第1項の規定による公表の対象となる防火対象物は、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物であつて、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従つて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項の規定による立入検査において屋内消火栓設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第47条の2第1項の規定による公表の対象となる違反の内容は、前項に規定する防火対象物に屋内消火栓設備等が設置されていないこととする。

（公表の方法等）

第16条の2の3 条例第47条の2第1項の規定による公表は、前条第1項に規定する立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められた場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、本市のホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項に規定する防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物のうち当該違反が生じている部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要であると認める事項

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第23号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則（平成24年宇治市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親（以下「里親」を「養子縁組里親（以下「養子縁組里親」に、「のうち、当該非常勤職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者及び同条第2項」を「及び同条第1号」に、「、里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「、養子縁組里親」に、「同条第1項第3号の規定により委託されている当該」を「委託されている」に改める。

別表第1中

事務嘱託員（専門）	188,600円	
-----------	----------	--

を

事務嘱託員（専門）	188,600円	1日の勤務時間が7時間45分である者
事務嘱託員（専門）	184,500円	1日の勤務時間が6時間45分である者

に、

保健師	205,800円	
-----	----------	--

を

保健師	205,800円	
主任保健師	230,300円	

に、

電気技術職員	247,500円	
--------	----------	--

を

電気技術職員	247,500円	
参与（ウトロ住環境改善事業担当）	283,400円	

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第24号

宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する規則（平成24年宇治市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

を「

に

6,530円	6,770円
7,690円	7,780円
7,690円	7,780円
7,050円	7,220円
5,005円	5,126円
6,590円	6,820円
6,590円	6,820円

9, 3 0 0 円	9, 3 8 0 円
8, 5 3 0 円	8, 6 1 0 円
1 4, 7 0 0 円	1 4, 7 8 0 円
8, 1 6 0 円	8, 2 4 0 円
8, 1 6 0 円	8, 2 4 0 円
7, 6 9 0 円	7, 7 8 0 円
7, 7 5 0 円	7, 8 3 0 円
7, 1 5 0 円	7, 3 1 0 円
6, 5 9 0 円	6, 8 2 0 円
6, 5 9 0 円	6, 8 2 0 円
6, 5 9 0 円	6, 8 2 0 円
5, 9 5 0 円	6, 1 6 0 円
8 4 3 円	8 7 4 円
8 8 0 円	9 0 6 円
9 1 0 円	9 3 2 円
8 5 0 円	8 8 0 円
1, 0 3 0 円	1, 0 4 0 円
9 6 1 円	9 7 7 円
8 5 0 円	8 8 0 円
1, 1 0 1 円	1, 1 1 1 円
1, 0 5 3 円	1, 0 6 3 円
1, 0 5 3 円	1, 0 6 3 円
1, 2 2 5 円	1, 2 3 5 円
8 5 0 円	8 8 0 円
1, 0 0 0 円	1, 0 1 0 円

「	いきいき支援員	1, 0 5 3 円	」
「	いきいき支援員	1, 0 6 3 円	」
	緊急配置支援員	1, 0 6 3 円	」

る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定（緊急配置支援員に係る部分を除く。）は、この規則の施行の日以後の勤務に係る賃金について適用し、同日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市観光事業推進参与設置規則を、ここに公布する。

平成29年5月1日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第28号

宇治市観光事業推進参与設置規則

（設置）

第1条 本市における観光事業の推進を図るため、市民環境部商工観光課に参与を置く。

（職務）

第2条 参与は、上司の命を受け、観光事業の推進に関する施策の総合調整に関する事務に従事する。

（委嘱）

第3条 参与は、観光事業に関する施策について深い関心と理解を

有し、かつ、その職務を行うのに必要な経験、熱意及び能力を有すると認められる者のうちから市長が委嘱する。

（研修）

第4条 参与は、常にその職務を遂行するために必要な研修に努めなければならない。

（適用）

第5条 この規則に定めるもののほか、参与の報酬、服務等については、宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（平成24年宇治市条例第17号）及び宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則（平成24年宇治市規則第21号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市防災規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年5月19日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第29号

宇治市防災規則の一部を改正する規則

宇治市防災規則（昭和38年宇治市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「避難準備情報、避難勧告及び避難指示」を「災害対策基本法第60条第1項の規定による勧告及び指示等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宇治市告示第39号

宇治市特別保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市特別保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市特別保育事業費補助金交付要綱（平成2年宇治市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、法」を「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、法」に改める。

別表中「(1) 保育所」を「(1) 保育所及び認定こども園」に、

「	4, 6 2 4, 0 0 0 円	を「	4, 7 3 6, 0 0 0 円	」
	5, 3 8 2, 0 0 0 円		5, 4 9 3, 0 0 0 円	」

「	3, 5 4 6, 0 0 0 円	を「	3, 6 5 8, 0 0 0 円	」
	4, 0 8 2, 0 0 0 円		4, 1 9 4, 0 0 0 円	」

に、「	3, 2 5 2, 0 0 0 円	を	」
「	3, 3 0 4, 0 0 0 円	に改める。	」

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市特別保育事業費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の補助金について適用し、平成27年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の宇治市特別保育事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成28年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に交付された補助金は、改正後の要綱の規定による補助金の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市告示第40号

宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱（平成14年宇治市告示第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 保育所等整備交付金 平成28年度保育所等整備交付金の交付について（平成28年9月9日厚生労働省発雇児0909第6号厚生労働事務次官通知）に基づいて交付される交付金をいう。
- (3) 保育対策総合支援事業費補助金 平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成28年12月22日厚生労働省発雇児1222第1号厚生労働事務次官通知）の保育所等改修費等支援事業について交付される補助金をいう。
- 附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助金の額
(1) 保育所等整備交付金の交付の対象となる施設整備事業（次号に定めるものを除く。）	保育所等整備交付金の交付基礎額と当該施設整備事業に要した費用に4分の3を乗じて得た額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内の額
(2) 保育所等整備交付金の交付の対象となる施設整備事業であつて、石綿等（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）の大気中への発散の防止をする必要があると認められる保育所等の石綿等の大気中への発散の防止に係る施設整備事業	保育所等整備交付金の交付基礎額に2分の3を乗じて得た額と当該施設整備事業に要した費用に4分の3を乗じて得た額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内の額
(3) 保育対策総合支援事業費補助金の交付の対象となる	保育対策総合支援事業費補助金の基準額と当該施設整備事業に

施設整備事業（次号に定めるものを除く。）

要した費用とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内の額

- (4) 保育対策総合支援事業費補助金の交付の対象となる施設整備事業であつて、石綿等の大気中への発散の防止をする必要があると認められる保育所等の石綿等の大気中への発散の防止に係る施設整備事業

保育対策総合支援事業費補助金の基準額に2分の3を乗じて得た額と当該施設整備事業に要した費用とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内の額

- (5) 前各号に掲げる補助対象事業以外の事業であつて、石綿等の大気中への発散の防止をする必要があると認められる保育所等の石綿等の大気中への発散の防止に係る施設整備事業

市長が定める補助基本額と当該施設整備事業に要した費用とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内の額

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市保育所等施設整備補助金交付要綱の規定は、平成28年度以後の年度分の補助金について適用し、平成27年度以前の補助金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第66号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、大豊町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

平成29年5月19日

宇治市長 山本 正

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
代表者の氏名		
代表者の住所		

変更年月日

平成29年3月19日



宇治市公告第17号

伊勢田関連面整備（大納言その1）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

伊勢田関連面整備（大納言その1）管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成29年4月28日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 伊勢田関連面整備（大納言その1）管渠建設工事
 (2) 工事場所 宇治市安田町大納言地内ほか
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長	L＝370.8m
推進工（SPφ450（VFφ200））	L＝45.7m
（HPφ250）	L＝125.5m
（VPφ200）	L＝22.5m
開削工（VUφ200）	L＝177.1m
マンホール設置工	N＝15箇所
取付管工	N＝4箇所
汚水樹設置工	N＝4箇所
薬液注入工	一式
立坑工	一式
舗装工	A＝863㎡
付帯工	一式

- (4) 工 種 土木一式工事
 (5) 工事期間 契約日から平成30年2月28日まで 266日間
 (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
 (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
 (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
 (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における土木一式の総合評価値（P）が870点以上であること。
 なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
 (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入業者であること。
 (9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。
 ① 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録

された推進工事技士を配置し得ること（推進工事技士、監理技術者及び現場代理人の兼務は可とする。）。

- ② 技術者として推進工法の施工実績（公共、元請で平成19年度以降のものに限る。）を有し、3か月以上の雇用関係にある専任の監理技術者を配置し得ること。
 ③ 会社として推進工法の施工実績（公共、元請で平成24年度以降のものに限る。）を有すること。

(10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(12) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 以下のいずれかの書類
 a) 配置予定推進工事技士調書
 b) 配置予定監理技術者調書1
 c) 施工実績調書
 ② 配置予定監理技術者調書2
 （配置予定推進工事技士が配置予定監理技術者を兼務する場合及び上記の配置予定監理技術者調書1を提出する場合は不要）
 ③ 配置予定現場代理人調書
 （配置予定推進工事技士及び配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法
 ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
 ② 配布期間
 平成29年4月28日 午前9時から
 平成29年5月11日 午後2時まで
 ③ その他
 確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年4月28日 午前9時から

平成29年5月11日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、平成29年5月23日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等に返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成29年4月28日 午前9時から

平成29年5月31日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、次の提出先へ書面でファックスにより提出すること（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成29年4月28日 午前9時から

平成29年5月24日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成29年5月26日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成29年5月30日 午前9時から午後6時まで

平成29年5月31日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年6月1日 午後2時

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、104,323,680円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、85,438,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の

100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- （1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
 - （2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
 - （3）入札辞退者に不利益を課すことはない。
 - （4）東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
 - （5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
- なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第18号

史跡宇治川太閤堤跡（Aゾーン）整備工事に係る条件付一般競争入札について

史跡宇治川太閤堤跡（Aゾーン）整備工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成29年4月28日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- （1）工 事 名 史跡宇治川太閤堤跡（Aゾーン）整備工事
- （2）工事場所 宇治市菟道丸口地内
- （3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
盛土工 $V=100\text{ m}^3$
デッキ工 $A=232\text{ m}^2$
- （4）工 種 土木一式工事
- （5）工事期間 契約日から平成29年8月31日まで 85日間
- （6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- （2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

- （3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

- （5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

- （6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。

- （7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における土木一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

- （8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入業者であること。

- （9）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

- （10）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

- （11）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- （1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- （2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

- （3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- （1）確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法
・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成２９年４月２８日 午前９時から

平成２９年５月１１日 午後２時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(２) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒６１１-８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３３番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成２９年４月２８日 午前９時から

平成２９年５月１１日 午後２時まで

(３) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成２９年５月２３日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(４) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５ 設計図書の配布

(１) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(２) 配布期間

平成２９年４月２８日 午前９時から

平成２９年５月３１日 午後２時まで

６ 設計図書類に関する質疑回答

(１) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、次の提出先へ書面でファックスにより提出すること（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）。

(２) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：０７７４-２０-８７７８

(３) 質疑の受付期間

平成２９年４月２８日 午前９時から

平成２９年５月２４日 正午まで

(４) 回答

回答については、平成２９年５月２６日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

７ 入札期間及び開札の日時

(１) 入札期間

平成２９年５月３０日 午前９時から午後６時まで

平成２９年５月３１日 午前９時から午後２時まで

(２) 開札日時

平成２９年６月１日 午後１時４０分

８ 入札書の提出方法

(１) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(２) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

９ 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１０ 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(１) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(２) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１１ 予定価格

本件の予定価格は、６５，９９９，８８０円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

１２ 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格は、５４，９９９，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

１３ 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１４ 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の

１００分の３相当額の違約金を徴収する。

１５ 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

（1）前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

（2）部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

（1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（3）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（4）東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第19号

南部小学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付一般競争入札について

南部小学校ライフライン改修他機械工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成29年4月28日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

（1）工事名 南部小学校ライフライン改修他機械工事

（2）工事場所 宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

建築面積 3,017.34㎡

延床面積 5,938.68㎡

・ライフライン改修工事に伴う機械工事 一式

設備機器改修（受水槽、消火水槽、自動給水ポンプ、消火ポンプ、屋内消火栓）

配管改修（給水管、消火管、排水管、ガス管）

・便所改修工事に伴う機械工事 一式

北校舎（1～3階）、南校舎（1～3階）、屋内運動場

・上記に伴う解体撤去処分 一式

（4）工 種 管工事

（5）工事期間 契約日から平成30年1月31日まで 238日間

（6）そ の 他 「南部小学校ライフライン改修他建築工事」、「南部小学校ライフライン改修他機械工事」及び「南部小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができ、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

（6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。

（7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における管の総合評価値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入業者であること。

（9）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

３ 入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

（３）提出部数 一部

４ 入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成２９年４月２８日 午前９時から

平成２９年５月１１日 午後２時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶３番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成２９年４月２８日 午前９時から

平成２９年５月１１日 午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成２９年５月２３日に電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（４）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５ 設計図書の配布

（１）入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

（２）配布期間

平成２９年４月２８日 午前９時から

平成２９年５月３１日 午後２時まで

６ 設計図書類に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、次の提出先へ書面でファックスにより提出すること（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：０７７４－２０－８７７８

（３）質疑の受付期間

平成２９年４月２８日 午前９時から

平成２９年５月２４日 正午まで

（４）回答

回答については、平成２９年５月２６日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

７ 入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

平成２９年５月３０日 午前９時から午後６時まで

平成２９年５月３１日 午前９時から午後２時まで

（２）開札日時

平成２９年６月１日 午前１０時２０分

８ 入札書の提出方法

（１）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（２）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

９ 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。